

ベトナムとの原子力協定の作成経緯と主な内容

～民生分野の原子力協力における平和的利用の法的保証～

外交防衛委員会調査室 なかうち やすお
中内 康夫

はじめに

原子力協定は、二国間で民生用の原子力協力を進めるに当たり、原子力の平和的利用を確保することを主たる目的とし、そのための法的枠組みを定めるものである。

日本は、これまでに米国、英国、フランス、カナダ、オーストラリア及び中国の6か国及び欧州原子力共同体（ユーラトム）¹との間で原子力協定を締結している。また、第174回国会（常会、2010年1月18日～6月16日）において、カザフスタンとの協定が承認され、発効に向けて手続が進められている。

今国会（第177回国会（常会）、2011年1月24日～）には、現在、ヨルダン、ロシア、韓国及びベトナムの4か国との間の原子力協定が提出されている²。

本稿では、これらの原子力協定のうち、特に、原子力発電事業の海外展開との関係で注目されているベトナムとの協定³（以下「日ベトナム原子力協定」又は「本協定」という。）について論ずることとする。具体的には、原子力協定の目的・意義、日本の締結状況等について言及した上で、日ベトナム原子力協定に関し、署名に至った背景・経緯、主な内容等を紹介していきたい。

1. 原子力協定の目的・意義と日本の取組

（1）原子力協定とは

原子力協定は、原子力の平和的利用の推進と核不拡散の観点から、核物質、原子炉などの主要な原子力関連資機材及び技術を移転するに当たり、移転先の国からこれらの平和的利用などに関する法的な保証を取り付けるために締結するものである。

原子力協定を締結することにより、①核物質、原子力関連資機材及び技術の平和的目的に限った利用、②核物質への国際原子力機関（IAEA）⁴による保障措置の適用、③核物

¹ ユーラトム設立条約により1958年1月1日に設立された。「原子力産業の迅速な確立及び成長に必要な条件を創出することにより、加盟国における生活水準の向上及び他の国との関係の発展に貢献すること」を任務とし、欧州共同体とともに欧州連合（EU）内の共同体を形成している。

² ヨルダンとの原子力協定は、第176回国会（臨時会、2010年10月1日～12月3日）に提出されたが、衆議院で承認後、参議院で審議未了となり、第177回国会に改めて提出された。

³ 正式名称は「原子力の開発及び平和的利用における協力のための日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の協定」という。

⁴ IAEA (International Atomic Energy Agency) は、原子力の平和的利用を促進するとともに、原子力が平和的利用から軍事的利用に転用されることを防止することを目的として、1957年に設立された国際機関であり、事務局はウィーンに設置されている。最高意思決定機関は全加盟国で構成される年1回開催される総会であり、35か国で構成される理事会がIAEAの任務を遂行する機関として機能している。2010年12月現在、151か国が加盟しており、天野之弥氏が、2009年12月以降、事務局長を務めている。

質を適切に防護する措置の適用、④核物質、原子力関連資機材及び技術の管轄外（第三国）への移転の規制等が法的に保証されることから、原子力関連品目等の安定的かつ長期的な移転が可能となり、エネルギーの確保、さらには原子力ビジネスの国際展開を可能とする上で大きな意義があるとされている。

（２）原子力及び原子力協定をめぐる国際情勢と日本の取組

日本は、1955年に制定した原子力基本法の下、原子力の平和的利用を推進しており、2010年の実績では原子力発電は発電電力量の約30%を占める状況となっている。また、国際的には、1976年に核兵器不拡散条約（NPT）を批准し、非核兵器国としてIAEAの保障措置を誠実に受け入れるとともに、原子力協定を締結した各国との間では、核物質、原子力関連資機材の移転など、原子力分野での協力を実施している。

近年、国際的なエネルギー需要の増大や地球温暖化問題への対応の必要性などを背景として、発電過程において温室効果ガスを排出せず、基幹電源となり得る原子力発電が再評価され、その拡充及び新規導入を計画する国が増加し、国際的に「原子カルネサンス」と呼ばれる状況が生じている⁵。こうした動きの中、日本との間で原子力分野の協力を希望する国は増えており、また、日本政府も、地球温暖化対策に貢献し、原子力関連企業の国際展開を支援するなどの観点を踏まえ、各国と原子力協定の締結交渉を行ってきた。

その際、日本政府は、相手国の希望、国内の関係企業の関心の度合い、相手国の政治経済的状況、核物質や原子力設備の取扱いの安全度、相手国政府の核不拡散に対する姿勢など、原子力分野での協力により双方が得られる利益等を勘案した上で、締結交渉先などを判断するとしている⁶。また、日本政府は、原子力の平和的利用に当たっては、①核不拡散、②原子力安全、③核セキュリティの「3S」⁷の確保が大前提になるという立場を貫いており、近年、日本が締結する原子力協定には、核不拡散のみならず、原子力安全及び核セキュリティに関連する規定も盛り込むことを基本としている。

（３）日本の原子力協定の締結状況

日本の原子力協定の締結状況は次頁の図表1に示したとおりである。

前述のとおり、日本は、これまでに7件の原子力協定を締結しており、未発効だが署名済みの協定が5件ある（うち1件は国会承認済み）。また、1か国（アラブ首長国連邦（UAE））との協定が実質合意済みとなっており、3か国（インド、南アフリカ及びトルコ）との間で締結交渉が継続中である⁸。

⁵ IAEAによれば、60か国以上が原子力発電の新規導入に関心を示している（『平成23年版外交青書（外交青書2011）』（2011年4月）151頁）。

⁶ 「複数の国と同時並行的に協定締結交渉を進める必要も 宮川眞喜雄 外務省軍縮核不拡散・科学部長に聞く」『原子力eye』vol. 57 No. 2（2011年2月号）6頁

⁷ 核不拡散の代表的措置であるIAEAの保障措置（Safeguards）、原子力施設の安全規制や防災対策としての原子力安全（Safety）、テロリストによる核物質、放射性物質等の盗取や不正譲渡等を防止する措置としての核セキュリティ（Security）の頭文字をとって「3S」と呼ばれている。

⁸ そのほか、ブラジルとの間でも原子力協定の締結交渉に向けて非公式協議が開始されたと報じられている（『産経新聞』（平23.2.7）、『原子力産業新聞』（平23.1.27））。

(図表 1) 日本の二国間原子力協定の締結状況

2011年4月18日現在

	原子力協定名 (略称)	協定の状況 (発効、署名、交渉中等)
発効済み	日加原子力協定	1960年7月発効、1980年9月改正
	日米原子力協定	1968年7月発効、(新協定)1988年7月発効
	日英原子力協定	1968年10月発効、(新協定)1998年10月発効
	日豪原子力協定	1972年7月発効、(新協定)1982年8月発効
	日仏原子力協定	1972年9月発効、1990年7月改正
	日中原子力協定	1986年7月発効
	日ユーラトム原子力協定	2006年12月発効
署名済み	日カザフスタン原子力協定	2010年3月署名、同年5月国会承認、発効手続中
	日露原子力協定	2009年5月署名、2011年2月承認案件国会提出
	日ヨルダン原子力協定	2010年9月署名、2011年3月承認案件国会提出
	日韓原子力協定	2010年12月署名、2011年2月承認案件国会提出
	日ベトナム原子力協定	2011年1月署名、同年2月承認案件国会提出
交渉中等	日UAE原子力協定	実質合意済み
	日インド原子力協定	交渉中
	日・南ア原子力協定	交渉中
	日トルコ原子力協定	交渉中

(注) ブラジルとは非公式協議を開始。

(出所) 外務省資料等を参考に筆者作成

2. 日ベトナム原子力協定の署名に至る背景・経緯

(1) ベトナムにおける原子力発電所建設計画

ベトナムは、2000年以降、年平均5～8%の経済成長を遂げ、今後も高い成長率が見込まれている。これに伴い電力需要も急増しており⁹、ベトナム政府は、安定的な電力確保に向けての施策の一環として原子力発電所の建設計画を進めている。

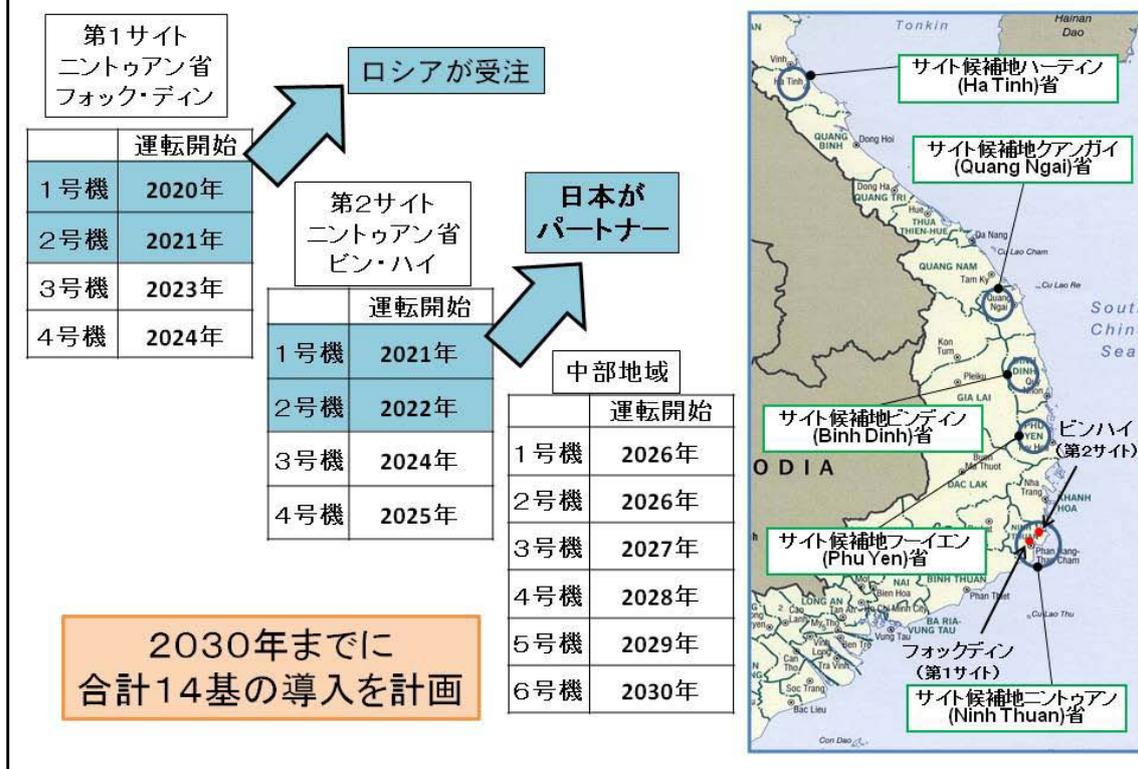
2009年11月、ベトナム国会は、同国南東部ニントゥアン省の2地区（フォック・ディン及びビン・ハイ）に100万kW級の原子力発電所を各2基（計4基）建設する計画を承認した。建設予算は4基で約200兆ドン（約1兆円）と言われている¹⁰。このうち、第1サイト（フォック・ディン）における原発2基はロシア、第2サイト（ビン・ハイ）における原発2基は日本がそれぞれ建設パートナーに決定している（詳細は後述）。

なお、ベトナム政府は、2010年6月、2030年までに更に10基の原発を建設する方針を公表しており、現在、合計14基の原発導入の計画が進んでいる（次頁の図表2参照）。

⁹ 2000年から2005年にかけて電力需要の伸び率は年率約13%となっており、ベトナム政府が2007年に策定した第6次国家電力開発マスタープランでは、需要の更なる加速度的増加（年率約17%）を見込んでいる（第3回パッケージ型インフラ海外展開関係大臣会合（2010年10月22日）配付資料「ベトナムについて」による）。

¹⁰ インタビュー 国際原子力開発株式会社社長・武黒一郎氏「1年半を目途に炉型など基本的な事項の明確化目指すー人材育成などは先行へ」『原子力eye』vol.57 No.3（2011年3月号）12頁

(図表2) 2030年までのベトナムの原子力発電所開発計画



(出所) 資源エネルギー庁資料「原子力産業の国際展開について」(2011年2月)

(2) 日本がベトナムの原発建設のパートナー国に選ばれるまでの経緯

2009年12月、アラブ首長国連邦(UAE)における原発建設を韓国企業連合が受注し、2010年に入ると、ベトナムのニントゥアン省の原発4基の建設計画のうち、第1サイトの原発2基の建設をロシア企業が受注することが事実上決まるなど¹¹、国際的な原発受注競争に日本企業が敗北する事例が続いた。こうした状況を受け、日本国内では、新興国など原発新規導入国における受注競争では、プラント建設のみならず、原発完成後の運転・保守管理、燃料供給、相手国の人材育成・法制度支援等の幅広いニーズに対応するとともに、民間企業だけではカバーしきれないリスクにもある程度対応できるような官民連携の取組等が必要であるとの議論が高まった¹²。当時、鳩山由紀夫総理も「国を挙げてのトップセールスが十分でなかったとの反省があり、今後はしっかりやっていきたい」¹³との認識を示している。その後、菅内閣発足後の2010年6月18日に閣議決定された「新成長戦略」においては、特に経済成長への貢献度が高いと考えられる国家プロジェクトの一つとして、「パッケージ型インフラの海外展開」の推進が掲げられ、原子力発電事業の海外展開も主

¹¹ 『日経新聞』(平22.2.9)

¹² 三又裕生「ベトナム原子力プロジェクトにおけるパートナーシップの内容と意義」『原子力eye』vol.57 No.3(2011年3月号)9頁

¹³ 第174回国会参議院予算委員会会議録第4号38頁(平22.3.3)

要な課題の一つとして位置付けられた¹⁴。

こうした背景の中、2010年春以降、日本は官民を挙げてベトナムの第2サイトにおける原発2基の建設受注に向けての取組を強化した。具体的には、首脳・閣僚クラスでの累次にわたるベトナム側への働き掛けがあり、官民ハイレベル・ミッションの派遣も行われたほか¹⁵、原発新規導入国に対する提案や受注獲得に向けた活動を日本として一元的に行うべく、電力各社を中心とする新会社「国際原子力開発(株)」¹⁶が2010年10月22日に設立され、ベトナムの原発案件について日本側窓口となった。

こうした取組もあり、同年10月31日、ハノイで行われた菅直人総理とグエン・タン・ズン首相との首脳会談において、第2サイトにおける原発2基の建設パートナー国を日本とすることが合意された。これら2基の原発について、1号機は2021年、2号機は2022年の運転開始を予定しており、現在、原発導入可能性調査(フィージビリティ・スタディ)の実施等、正式受注に向けて必要な作業の開始について両国間で調整が行われている。

(3) 原子力協定の締結交渉の経緯

前述のとおり、ベトナムで原発の建設計画が進められ、日本側による受注獲得に向けての動きがあったことなどを踏まえ、今後、両国間で原子力関連資機材及び技術の移転が予想されたことから、2010年6月に両国政府間で原子力協定締結に向けた非公式協議が開催され、同年9月から10月にかけて計3回にわたる正式な締結交渉が行われた結果、第3回交渉において協定の内容について実質的合意に達した。その後、2011年1月20日、ハノイにおいて、日本側在ベトナム谷崎大使とベトナム側ティエン科学技術副大臣との間で日ベトナム原子力協定の署名が行われ¹⁷、同年2月22日には、その承認案件が国会(衆議院)に提出されている。

3. 日ベトナム原子力協定の主な内容¹⁸

本協定は、前文、本文15か条及び末文並びに協定の不可分の一部を成す附属書A及びBから成る¹⁹。

¹⁴ 「新成長戦略実現会議の開催について」(2010年9月7日閣議決定)に基づき、アジアを中心とする旺盛なインフラ需要に対応して、インフラ分野の民間企業の取組を支援し、国家横断的かつ政治主導で機動的な判断を行うため、パッケージ型インフラ海外展開関係大臣会合が開催されており、その第2回会合(2010年10月6日)では、原子力発電分野の海外展開がテーマとなり、協議が行われている。

¹⁵ 官民ハイレベル・ミッションとしては、2010年5月に仙谷由人国家戦略担当大臣及び関連企業幹部から成る派遣団がベトナムを訪問し、ハイ副首相、フック計画投資大臣等と会談を行っている。また、同年8月には直嶋正行経済産業大臣及び関連企業トップから成る派遣団がベトナムを訪問し、ズン首相等と会談を行っている。

¹⁶ 同社は、9電力会社(東京電力等)、重電メーカー3社(東芝、日立製作所、三菱重工)及び産業革新機構が共同出資して設立したものであり、原発新規導入国に対して日本の窓口として受注活動を展開するため、プラント建設、運転保守、燃料供給等の官民の支援策を一元的に取りまとめ、相手国に提案・調整する役割を担う。当面はベトナムを主たる対象として活動を行うが、今後、他の新規導入国も対象となり得るとされている。

¹⁷ なお、ベトナムは、ロシア、中国、韓国、アルゼンチン及びフランスとの間で原子力協定を締結済みである。

¹⁸ 本協定の全文(日本語・英語)及び説明資料が外務省ホームページに掲載されている。

(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/shomei_70.html)

¹⁹ そのほか、後述のとおり、第6条の2に規定する取極として、原子力安全に関する「合意された議事録」が作成されている。

原子力協定は、原子力の平和的利用の推進と核不拡散の観点から、核物質、原子炉などの主要な原子力関連資機材及び技術を移転するに当たり、移転先の国からこれらの平和的利用などに関する法的な保証を取り付けることを主な目的とするものであり、特に日本が締結してきた原子力協定では、核不拡散のみならず、原子力安全及び核セキュリティに関連する規定も盛り込むことを基本としている（1. 参照）。本協定も、こうした過去の協定と基本的には同じ趣旨・内容のものであるが、以下、その主な内容を概説する。

（1）両国間の協力の内容

本協定の下での両国間における協力は、原子力の平和的非爆発目的利用の促進のためのものであり、具体的な協力分野としては、①ウラン資源の探鉱・採掘、②軽水炉の設計・建設・運転、③原子力の安全（放射線防護、環境監視、原子力事故の防止・対応等）、④放射性廃棄物の貯蔵・輸送・処理・処分、⑤放射線同位元素及び放射線の研究・応用、⑥保障措置及び核セキュリティ、⑦原子力の平和的利用分野における人材育成・法制度整備・広報、⑧研究・開発等が協定上明記されている（第2条1）。

また、具体的な協力の方法としては、①専門家・研修生の交換、②公開の情報の交換、③核物質、資材（重水素、黒鉛等）、設備（原子炉、原子炉容器等）及び技術の供給、④役務の提供・受領等が規定されている（第2条2）。

ただし、本協定の下における協力においては、ウランの濃縮、使用済核燃料の再処理、プルトニウムの転換及び資材の生産のための技術及び設備並びにプルトニウムは、移転されないこととされている（第2条3）。

（2）平和的利用と保障措置の適用

本協定の下での協力は、平和的非爆発目的に限って行うこととされ（第4条1）、原子力協力における平和的利用原則が明記されている。具体的には、本協定に基づいて移転された核物質、資材、設備及び技術、技術に基づく設備並びに回収され又は副産物として生産された核物質は、平和的目的以外には使用してはならず、また、いかなる核爆発装置のためにも又はその研究・開発のためにも使用してはならないとされている（第4条2）。

また、この義務の履行を制度的に担保するため、本協定に基づいて移転された核物質及び回収され又は副産物として生産された核物質には、両国内において、それぞれ IAEA による保障措置協定を適用することとされている（第5条1）。

保障措置とは、原子力の利用に当たり核物質等が兵器目的等に資するような方法で利用されないことを確保するための措置のことである²⁰。保障措置には国内法に基づいて行わ

²⁰ 保障措置の具体的手法は、事業者が作成する核物質の計量管理記録の検認を中心とする「核物質の計量管理」が基本となり、重要な補助的方法としての「封じ込め」と「監視」がある。「計量管理」とは、原子力施設における核物質の在庫量や一定期間の搬入・搬出量の管理を意味する。管理には、核物質を取り扱う事業者による管理及び国による管理に加え、国からの申告を受け、IAEAが申告内容が適切か否かを検認する管理がある。「封じ込め」とは、核物質貯蔵容器等に封印を行って核物質を物理的に封じ込め、仮に容器が勝手に開けられた場合には IAEA がその行為を把握することができるようにする手法を、また「監視」とは、核物質の不正な移動が行われないようにビデオカメラ、放射線の測定装置、モニター等を用いて監視する手法をいう（外務省『日本の軍縮・不拡散外交（第4版）』（2008年3月）64～65頁）。

れる国内保障措置と、IAEAとの包括的保障措置協定を締結し、IAEAによる保障措置を受け入れる国際保障措置とがある。本協定では、両国がそれぞれIAEAとの間で包括的保障措置協定を締結し、国際保障措置の適用が受諾されていることを協力の要件としている（第3条）。

（3）原子力安全に関する条約に基づく措置の実施等

本協定の実施に当たり、原子力安全（原子力施設の安全規制等）に関する条約である「原子力事故の早期通報に関する条約」、「原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約」及び「原子力の安全に関する条約」に適合するよう行動することが義務付けられている（第6条1）²¹。

また、両国政府は、本協定の適用を受ける核物質、資材、設備又は技術が置かれ又は用いられる施設の安全性確保に関する相互の取極を行うことができる（第6条2）。

本規定に係る取極として、両国間で「合意された議事録」が作成され、核物質の特定、在庫目録、核物質計量管理制度、安全検討チームの派遣等の取扱いについて、両国政府間で確認が行われている。

（4）核物質の防護措置

本協定に基づいて移転された核物質及び回収され又は副産物として生産された核物質について、両国政府は、それぞれの基準に従って防護の措置をとることが義務付けられている（第7条1）²²。これは、本協定の適用を受ける核物質についてテロリストなどによる核物質の盗難、奪取などのいわゆる核ジャックの防止及び放射性物質又は核爆発装置によるテロを防止するための措置であり、原子力の平和的利用の進展に伴い、核物質の取扱量及び国際輸送量が増大することにより、テロリストによる不法行為に対する懸念が増大していることなどが背景となっている。

また、核物質の国際輸送に関しては、両国は「核物質の防護に関する条約」に適合するよう行動することが明記されている（第7条2）²³。

（5）核物質等の管轄外移転の規制

本協定に基づいて移転された核物質等が何らの規制もないまま第三者に再移転されることは、それが軍事的利用に転用され核兵器の開発などにつながり、結果的に協定の定める平和的利用目的に限定した原子力協力の趣旨に反する結果となる。

²¹ 原子力安全に関する主な条約としては他に「使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約」がある。本条約について、ベトナムは未締結であるが、「合意された議事録」の中で「同条約の締結のために必要な措置をとる意図を有し、同条約締結時から同条約に適合するよう行動する」ことが確認されている。

²² 防護措置の基準は、少なくとも附属書Bに定める水準の防護を実現するものに限るとされており、附属書Bでは、核物質、物量等によって第1群から第3群に区分して必要とされる措置を規定している。

²³ 核防護・核テロ対策の主な条約としては他に「核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約」がある。本条約について、ベトナムは未締結であるが、「合意された議事録」の中で「同条約の締結のために必要な措置をとる意図を有し、同条約締結時から同条約に適合するよう行動する」ことが確認されている。

このため、本協定に基づいて移転された核物質、資材、設備、技術等については、供給締約国政府の書面による事前の同意が得られる場合を除くほか、受領締約国の管轄外（第三国）に移転され、又は再移転されることを禁じている（第8条）。

（6）本協定の適用を受ける核物質のベトナムにおける濃縮・再処理の原則禁止

本協定に基づいて移転された核物質及び回収され又は副産物として生産された核物質は、両国政府が別段の合意をしない限り、ベトナムの管轄内において、濃縮され、又は再処理されないことが明記されている（第9条）。

（7）協定の停止及び終了

ベトナム又は日本が本協定の一定の規定に違反する場合等において、両国政府は、その後の協力の全部若しくは一部を停止し、又は本協定を終了させ、並びに本協定に基づいて移転された核物質、資材及び設備の返還を要求する権利を有するとしている（第13条1）。さらに、ベトナム又は日本が核爆発装置を爆発させる場合においても、両国政府は上記と同じ権利を有することが確認されている（第13条2）。

（8）効力の発生等

本協定の発効手続については、各締約国政府が必要な国内手続が完了したことを外交ルートを通じて相互に通告し、遅い方の通告が受領された日の後30日目の日に協定の効力を生ずるとしている（第15条1）。

本協定は10年間有効であり、その後は一方の締約国政府が有効期間満了日の遅くとも6か月前までに他方の締約国政府に対し、本協定を終了させる意思を通告しない限り、自動的に5年間ずつ延長される（第15条2）。

なお、本協定の下での協力の停止又は本協定の終了の後においても、定義（第1条）、平和的利用と保障措置（第4条・第5条）、原子力安全に関する条約に基づく措置の実施（第6条）、核物質の防護措置（第7条）、核物質等の管轄外移転の規制（第8条）、協定の適用を受ける核物質のベトナムにおける濃縮・再処理の原則禁止（第9条）、管轄外移転等に際しての協定の適用（第10条2）、本協定の解釈又は適用に関する紛争処理（第12条）、協定の停止及び終了（第13条）の規定は、引き続き効力を有することとされている（第15条3）。

（9）本協定の実施のための国内措置

本協定を実施するための新たな立法措置及び予算措置は必要とされていない。

おわりに

外務省は、本協定締結の意義について、日本とベトナムとの間で長期間にわたって安定的に核物質、原子力関連資機材及び技術を移転することが可能となり、また、これらの平

和的利用が法的に確保されることになるとしている²⁴。

他方、2011年3月11日、東北地方太平洋沖地震と津波の影響により東京電力福島第一原子力発電所で事故が発生し、放射性物質が外部に流出する事態となり、現在も官民を挙げて事故への対処が行われている。

この状況を受け、原子力協定の締結方針に変化が生じたのか国会で問われた松本剛明外務大臣は、「福島第一原発の事故は、大変深刻なものと受け止めており、原発事故の現状への対応とその後の検証、そして原子力安全政策全体の検証と検討はしっかりと行わなければならない」との認識を示した。一方、「原子力協定そのものは、我が国と相手国との間で、民生用の原子力協力を進めるに当たって原子力の平和的利用を確保することが主たる目的であり、その法的枠組みを定めるものである」「原子力協定は先方の意向も含めて進めるべきものと考えている。なお、実際の具体的協力に当たっては、原子力安全面での取組を一層強化していかねばならない」と述べている²⁵。

また、原発の危険性が顕在化した状況において、政府が推進する「パッケージ型インフラの海外展開」の中でも、ベトナム等への原発の海外輸出の方針は見直すべきではないかとの指摘に対して、高橋千秋外務副大臣は、「現時点では福島第一原発の事故について検証できる段階にはなく、政府の方針について確定的なことを申し上げることは差し控えたい」とした上で、「原子力は我が国及び各国にとって重要なエネルギー源であって、将来に向けては、国際協力も含め、原子力の特に安全分野への取組を強めなければならないと考えている。今般の原発事故を踏まえて、自然の脅威に対する謙虚さを持って、諸外国における原子力政策等への影響を注意深く見守りつつ、安全面をしっかりと評価していくということが大変重要だと思っている。一般論として申し上げれば、インフラ海外展開は2010年6月に閣議決定された新成長戦略における国家戦略プロジェクトの一つであり、外務省としても、内外の原子力政策の動向等を踏まえつつ、政府全体の取組に貢献をしていきたい」との考えを示した²⁶。

福島第一原発の事故は未だ収束しておらず、日本の原子力政策や世界における原発導入の動きに影響を与えることは間違いないであろう。そうした中で、日ベトナム原子力協定を締結することや、ベトナムにおける原発建設に日本が協力することの意義や影響をどのように考えるべきなのか、国会において様々な観点からの審議が期待される。

(2011年4月18日記)

²⁴ 外務省「原子力の開発及び平和的利用における協力のための日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の協定の説明書」1頁 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/shomei_70c.pdf)

²⁵ 第177回国会参議院外交防衛委員会会議録第3号5～7頁(平23.3.31)、本答弁は、日ヨルダン原子力協定の委員会審査の中で行われたものである。

²⁶ 第177回国会参議院政府開発援助等に関する特別委員会会議録第3号9～10頁(平23.3.24)